

朝賀 浩 文化庁文化財部 美術学芸課



文化庁美術学芸課の朝賀でございます。

きょうのお話は、一応メニューとしては最後ということになります。神戸のときもそうでしたし、今回の東日本大震災のときもそうでしたが、文化庁が、結果としてですが、旗を振ることになり、いろいろな方々にご協力をいただき、数多くの文化財の救出に当たっていただきました。その具体的な活動については、既に救援委員会の活動報告書、緑色の冊子、青い冊子、橙色の冊子の3冊にも少しご紹介させていただいております。ですので、そこまでのところはご存じいただいているかと思いますが、それ以降、この震災の救援委員会の活動自身が一旦落ちついたのちに、文化庁がどのように動いてきたのか、進めていくのかということについての簡単な紹介をさせていただきます。

文化庁内部のことでは、ここが担わなければならないことは、一つは、法的な根拠をどうするかということ、それからもう一つは、予算の措置をどうするかということになるかと思っております。これは、正直申して、大変突然に、突発的に起こる事故、災害について、事前に準備をしていなかったという側面はあります。東日本大震災の場合にはいろいろな工夫をしながら何とか対処したというのが実情です。その後についても、引き続きなかなか思うようにいかないというところがあります。

実際の体制のほう、それから法的な事柄については、文化庁の長官決定や次長決定という形で外部に発信しているものが幾つかございます。その中の1つに、文化庁の文化財部長をトップとする文化財等災害対策委員会というものを設置したということが1つ。これは、部長がトップ、鑑査官がサブ、各課の課長がメンバーとなり、こちらにいらっしゃる国立文化財機構の栗原事務局長及び東京文化財研究所の岡田保存修復センター長にも外部から入っていただいて、委員会を構成しています。

これは、いろいろな震災の課題を受けて、体制の問題、法的な問題をどうやって文化庁として対応するのかということの検討がなされ、その結果として、差し当たりこういう形をとっております。ただ、これもやや宙ぶらりんな感

じがございます、この先、どういうふうな堅牢なものにしていくかというのは、我々自身の課題になっております。

そういったものと並行しながら、今日のこの研究会を開いていただくようなことも含めた受託事業として、東文研に受けていただいて、情報収集やネットワークを維持する活動を継続するための「文化財（美術工芸品）等緊急保全活動・現況調査事業」というものを昨年度、今年度と2か年にわたってやっております。

その後、昨年夏には、文化庁として「文化財等防災・救出体制の構築」というタイトルの文書を出しております、これは大きく2つのことが明記されております。1つは、文化庁の中に、先ほど申した「文化財等災害対策委員会」を設置する。もう1つは、文化財機構の中に「文化財防災・救出センター（仮称）」を設置したい。そういうことを昨年の夏の段階でうたっております。

機構にご協力をいただきまして、文化財防災・救出センターというものがつけれないかということをいろいろと探ってまいりました。予算や人員を要求したのですが、当初のリクエストどおりには実現しておりません。最終的には、先ほど岡田さんからご報告があったような補助事業という形で規模の大きい事業をしていただくということになっております。

そのほかに、各地の被災文化財の救援・救出のために文化庁で用意できる費目としての補助事業が幾つかあり、それを勝手の悪い中でいろいろ工夫していただきながら使っていただいているということがあります。初年度には「文化財レスキュー事業」の委託ということで、救援委員会にお金を預けて、いろいろな人たちの派遣などに使っていただきましたし、その後は「ミュージアム活性化支援事業」という名前で、23年度、24年度、被災した地域の支援活動に使っていただいております。その後、また名前が変わりましたが、「地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業」で、少し間口が広がった形での補助金が出せるようになっておりますが、このお金で幾つかの仕事を各地でやっていただいております。これと並行しまして、「被

災ミュージアム再興事業」で、主に岩手、宮城、福島に、やや小規模なハードウェアを含めたお金の使い方を工夫していただいて、今進めているところであります。

私どもの課題は、1つは、体制、仕組みをつくろうと模索していますが、諸般の事情でなかなか思うような形にはたどり着いてはおりませんけれども、これを何とか実効的なものになるように努力してまいりたいと思っております。

大きい課題は、先ほどお話しした文化庁の中に設置されている災害対策委員会の活性化ですが、ここで美術工芸品、建造物、史跡・埋蔵文化財、民俗資料等、文化庁はそういった各類型に分かれて縦割りで仕事をしているわけですが、この委員会と、これとは別に既に保護調整会議というのがございますが、こういう類型をまたいだステージで役所の中での課題、問題意識を共有し活性化していくというのが1つ。

それから、機構をお願いしております、先ほど岡田さんから紹介していただいた、これから始まるセンター構想を何とかうまく前へ進めていただいて、しかも、それが当面何年かぐらいの補助金という形で出ておりますので、どのくらいかまでの間には何か形にさせていただかないといけないわけですが、それ以降、継続的に維持するためにどういう工夫をしていくかということが課題になっております。

継続ということでは、ミュージアム活性化支援事業を初めとした補助金の事業についても、役所の中では震災の緊張感がやや薄れつつありますので、できるだけ長い期間、これを継続できるように努力してまいります。そのためにも現場ごとの苦労や成果などについての発信を引き続き大きくしていただいて、いまだこの事業が尻切れトンボでは終われないということを、日本国内のみならず、大きく訴えていくためのご協力をいただきたいと思っております。

文化庁として現時点でご報告できることは、大体以上のようなところでございます。

【半田】朝賀さん、ありがとうございます。

パネラーの方々、円滑な進行へのご協力、本当に有り難うございました。ご協力により時間が少し余裕が出てまいりましたので、小休止を挟ませていただいてもよろしいですか。そうしましたら、今5分を少し回ったところですが、15分に始められますように、お席にお戻りいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

これからの文化財防災～災害への備え
セッション4 今後の備え② 文化財関連団体の体制構築と連携
平成 26 年 12 月 4 日

文化庁が進める体制構築と連携

文化庁文化財部美術学芸課 朝賀浩

◎3・1以降の文化庁の動き

- ・東北地方太平洋沖地震被災文化財等救護事業（文化財レスキュー事業）実施要項
（平成 23 年 3 月 30 日文化庁次長決定）
- ・同要項一部改正（平成 24 年 4 月 1 日）
 - ：事業の参加者数 延べ6811人（平成 25 年 3 月末時点）
 - ：事業の寄附金額 約3億1千万円
 - ：事業の実施箇所 90箇所
- ・文化財等災害対策委員会設置要領（平成 25 年 6 月 14 日文化庁長官決定）
- ・文化財（美術工芸品）等緊急保全活動・現況調査事業委託実施要項
（平成 25 年 6 月 17 日文化庁次長決定）
- ・東北地方太平洋沖地震によって被災した文化財等の救護について（依頼）
（平成 25 年 6 月 1 日 国立文化財機構構定）
- ・文化財等防災・救出体制の構築（平成 25 年 8 月 7 日文化庁）
文化庁＝文化財等災害対策委員会の設置
文化財機構＝文化財防災・救出センター（仮称）の設置
- ◎平成 26 年度政府予算案（被災文化財関係）
 - ・美術館・歴史博物館重点分野推進支援事業 4億円（2億円×2事業）
 - ・被災文化財の復旧事業（指定文化財の補助事業） 約2.0億円
 - ・被災ミュージアム復興事業 約4億6千万円
 - ・文化財（美術工芸品）等緊急保全活動・現況調査事業 約400百万円

◎今後の課題

- ・独立行政法人統合の方向性
- ・国立文化財機構の中期計画
- ・文化財防災・救出センターの展開と継続性